

港則法及び海上交通安全法の一部改正の概要パンフレット  
（「新たな制度による船舶交通ルール」）の訂正について

平成 22 年 5 月 31 日

港則法及び海上交通安全法の一部改正の概要についてまとめたパンフレット「新たな制度による船舶交通ルール」の内容の一部に誤りがありませんでした。深くお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

1 ページ目 左上の緑色の枠内 「特定船舶」の説明について

（誤）

- ・ 総トン数 300 トン以上の船舶（関門海峡のみ。）

（正）

- ・ 総トン数が 300 トンを超える船舶（関門海峡のみ。）

なお、ホームページに上のパンフレットについては、訂正後のものを掲載しております。

（お問い合わせ）

海上保安庁交通部安全課（<sup>すみの</sup>角野、<sup>こしみず</sup>小清水）

（代表）03-3591-6361（内線：6303、6330）